

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

平成二十八年五月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録検査 機関の 名称		アクト中食 株式会社	
変更の あった 農産物 検査員	変更 内容	追加	追加
	氏 名	才崎 敏判	佐古 悦文
	住 所	安佐北区深川二丁 目八番一五号	広島市安佐北区可 部南一丁目一番一 号 大田ビル三〇 一号
	農産物 検査 を行う 農産物 の種類	玄米	玄米
変更 年月 日		平成二八 年五月六 日	